

平成29年度大阪地方最低賃金審議会

第324回総会 会議次第

平成29年8月22日（火） 午前10時

（大阪合同庁舎第2号館5階 共用会議室C）

1 開 会

2 議 事

大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出について

3 閉 会

審議会終了後公開

大阪地方最低賃金審議会第324回総会

資料目次

大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出書

1-1 全大阪労働組合総連合

1-2 大阪医療労働組合連合会

1-3 一般社団法人大阪タクシー協会

大阪労働局長 田畠 一雄殿

2017年8月18日



(団体名) 全大阪労働組合総連合(大阪労連)
 (代表者) 議長 川辺 和宏
 (住所) 〒530-0034 大阪市北区錦町2-2 国労会館1階

大阪府最低賃金の改正決定に関する異議申出書

平成29年8月4日付け「大阪地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づき、下記のとおり異議申出を行い、再調査・審議を求めます。

記

- 最低賃金を月額・日額表示も行なうこととし、大阪府最低賃金を時間額1,500円、日額12,000円、月額24万円に引き上げること。
- 全国一律最低賃金制度を確立し、当面、金額は時間額1,000円、日額8,000円、月額16万円とすること。
- 審議会、専門部会を公開で開催し、再調査と審議をおこなうこと。

【理由】

2017年6月に発表された「2015年国民生活基礎調査」(厚生労働省)の所得の分布状況では、「200~300万円未満」(13.7%)が最も多く、「100~200万円未満」(13.4%)が次いでいる。また、貯蓄がない世帯が全世帯の14.9%、母子家庭では37.6%を占めるなど、働く貧困層の拡大は深刻となっている。

大阪労連はこれまで生計費に基づく議論を重視するよう要請してきた。そして、今回の意見陳述では、堺労連での生計費調査の結果に基づいて1,287円必要であることを明らかにし、8時間働けば、誰でも安心して暮らせる社会をめざすには、最低賃金の抜本的な引き上げの実現が必要だと主張した。

また、大阪府歯科保険医協会は、独自の「学校歯科治療調査」で、大阪府内の小中高等学校の「学校歯科検診」で治療が必要と判断された児童のうち65.3%は受診しておらず、半分近い学校で口腔内が崩壊状態している子どもが見られると回答があり、こうしたことも鑑み、抜本的貧困対策として最低賃金の大幅な引き上げを求めていた。労働者・労働組合だけでなく、大阪府保険医協会、民主法律協会、新日本婦人の会大阪府本部、全大阪生活と健康を守る会連合会など様々な団体が貧困と格差が拡大する大阪で、ワーキングプアを無くし貧困の連鎖を断ち切るためにも、最低賃金の引き上げが必要であることを強く求めている。

それにもかかわらず、大阪府地方最低賃金審議会は本年の大阪地方最低賃金額を目安通りの26円引き上げ、時間額909円とする答申を行った。

時間額909円では、月150時間(年間1,800時間相当)働いたとしても、月額136,350円、年額1,636,200円にしかならず、ワーキングプアの200万円にも及ばない。これでは、最低賃金法の目的

である「労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、国民経済の健全な発展」につながらない。

2800 億円を超える内部留保を抱える大手コンビニエンスストアであるマニー・ファミリーマート HD は、全国の店舗に、「違法性がないように指導している」と述べているが、実態は「W ワーク大歓迎」と明記して、しっかりと最低賃金と同額でスタッフを募集している。(大阪市中央区では、70 店舗のうち 38 店舗が 883 円で募集している。) 体力のある企業であっても違法性がないことを理由に低賃金労働者をつくりだしている。他のコンビニエンスストアやファストフードなどのサービス業、流通・小売業の求人は、いずれもほぼ同様の状況にある。

公務職場でも、大阪労連が行った「2016 年府下自治体臨時・非常勤職員の実態調査」では、大阪府最低賃金が 883 円に引き上げられたことによる影響は 31 自治体となっており、最低賃金付近に張り付いた金額で労務についていることが伺える。このように、サービス・流通業界、公務・公共サービスが最低賃金を最大限活用している。低賃金労働者を救済するための制度が、低賃金労働者を生み出す結果になっている実態に、正面から向き合っていただきたい。

毎日新聞大阪支社が 2016 年 12 月 19 日に公表した「都道府県別未満率」によれば、大阪府(5.5%)と「賃上げが追いつかず、ルールを無視した低賃金労働がまん延している実態が浮かんだ」と異常に高い未満率に警鐘を鳴らしている。さらに最低賃金の引き上げは、影響率にも大きく影響し、いずれの地方も大きく上昇している。こうした状況を見ると、「三要素に基づき、地域の賃金状況に応じて最低賃金を決める」とする前提が崩れ、最低賃金が地域の相場となる賃金水準に重要な指標になっていることがわかる。

中小企業の賃上げを支援するための施策として、昨年には、業務改善助成金やキャリアアップ助成金などの制度が拡充された。しかし中小企業や小規模事業者からは、「ハードルが高い」「生産性向上を証明できない」など、まだまだ窓口が狭く、敷居も高いという声も出されている。最低賃金の引き上げが円滑に実施できるよう使いやすい具体的な支援策を拡充させ、最賃引き上げに向けた経営環境整備を行うべきである。

2010 年の「雇用戦略対話」で「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020 年までに全国平均 1,000 円を目指す」との政労使合意が行われてから、今年で 7 年目を迎える。この合意は「2020 年までの目標」と設定されたものであり、その履行に向けた計画的な引き上げが求められる。雇用戦略対話合意に基づき、早急に時間給 1,000 円に近づけるべく再調査と審議を求める。

上記の要求に基づき、再審議を行うべきであることを主張し、異議申請を行う。

以上

大阪労働局長 田中 一雄殿

2017年8月18日



(団体名) 大阪医療労働組合連合会

(代表者) 廣田 智美

(住所) 大阪市北区天神橋1丁目1番1号

大阪府最低賃金の改正決定に関する異議申出書

平成29年8月4日付け「大阪地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づき、下記のとおり異議申出を行い、再調査・審議を求めます。

記

1. 最低賃金を月額・日額表示も行なうこととし、大阪府最低賃金を時間額1,500円、日額12,000円、月額24万円に引き上げること。
2. 全国一律最低賃金制度を確立し、当面、金額は時間額1,000円、日額8,000円、月額16万円とすること。
3. 審議会、専門部会を公開で開催し、再調査と審議をおこなうこと。

【理由】

医療職場では看護師の賃金の地域間格差が大きく、最低賃金の低い地方では看護師の賃金も低く、結果として都市部に看護師が集まり、地方は人手不足による医療過疎化が進み、住民の命と健康に深刻な危機が起こっています。

介護の職場では、介護職の労働者が、最低賃金か、それに近い低賃金で勤務しています。若者は職業として介護を選択しなくなり、深刻なマンパワーの不足が生じています。高齢化が進む社会にあって、高齢者の権利が守れなかったり、家族に異常な負担がかかったりしています。他産業に比べ、低賃金の医療・介護業界では最低賃金の引き上げが喫緊の課題として望まれています。

2017年6月に発表された「2015年国民生活基礎調査」(厚生労働省)の所得の分布状況では、「200~300万円未満」(13.7%)が最も多く、「100~200万円未満」(13.4%)が次いでいる。また、貯蓄がない世帯が全世帯の14.9%、母子家庭では37.6%を占めるなど、働く貧困層の拡大は深刻となっている。

大阪労連はこれまで生計費に基づく議論を重視するよう要請してきた。そして、今回の意見陳述では、堺労連での生計費調査の結果に基づいて1,287円必要であることを明らかにし、8時間働けば、誰でも安心して暮らせる社会をめざすには、最低賃金の抜本的な引き上げの実現が必要だと主張した。

また、大阪府歯科保険医協会は、独自の「学校歯科治療調査」で、大阪府内の小中高等学校の「学校歯科検診」で治療が必要と判断された児童のうち65.3%は受診しておらず、半分近い学校で口腔内が崩壊状態している子どもが見られると回答があり、こうしたことも鑑み、抜本的貧困対策として最低賃金の大幅な引き上げを求めている。労働者・労働組合だけでなく、大阪府保険医協会、民主法律

協会、新日本婦人の会大阪府本部、全大阪生活と健康を守る会連合会など様々な団体が貧困と格差が拡大する大阪で、ワーキングプアを無くし貧困の連鎖を断ち切るためにも、最低賃金の引き上げが必要であることを強く求めている。

それにもかかわらず、大阪府地方最低賃金審議会は本年の大阪地方最低賃金額を目安通りの26円引き上げ、時間額909円とする答申を行った。

時間額909円では、月150時間（年間1,800時間相当）働いたとしても、月額136,350円、年額1,636,200円にしかならず、ワーキングプアの200万円にも及ばない。これでは、最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、国民経済の健全な発展」につながらない。

2800億円を超える内部留保を抱える大手コンビニエンスストアであるマニー・ファミリーマートHDは、全国の店舗に、「違法性がないように指導している」と述べているが、実態は「Wワーク大歓迎」と明記して、しっかりと最低賃金と同額でスタッフを募集している。（大阪市中央区では、70店舗のうち38店舗が883円で募集している。）体力のある企業であっても違法性がないことを理由に低賃金労働者をつくりだしている。他のコンビニエンスストアやファストフードなどのサービス業、流通・小売業の求人は、いずれもほぼ同様の状況にある。

公務職場でも、大阪労連が行った「2016年府下自治体臨時・非常勤職員の実態調査」では、大阪府最低賃金が883円に引き上げられたことによる影響は31自治体となっており、最低賃金付近に張り付いた金額で労務についていることが伺える。このように、サービス・流通業界、公務・公共サービスが最低賃金を最大限活用している。低賃金労働者を救済するための制度が、低賃金労働者を生み出す結果になっている実態に、正面から向き合っていただきたい。

毎日新聞大阪支社が2016年12月19日に公表した「都道府県別未満率」によれば、大阪府(5.5%)と「賃上げが追いつかず、ルールを無視した低賃金労働がまん延している実態が浮かんだ」と異常に高い未満率に警鐘を鳴らしている。さらに最低賃金の引き上げは、影響率にも大きく影響し、いずれの地方も大きく上昇している。こうした状況を見ると、「三要素に基づき、地域の賃金状況に応じて最低賃金を決める」とする前提が崩れ、最低賃金が地域の相場となる賃金水準に重要な指標になっていることがわかる。

中小企業の賃上げを支援するための施策として、昨年には、業務改善助成金やキャリアアップ助成金などの制度が拡充された。しかし中小企業や小規模事業者からは、「ハードルが高い」「生産性向上を証明できない」など、まだまだ窓口が狭く、敷居も高いという声も出されている。最低賃金の引き上げが円滑に実施できるような使いやすい具体的な支援策を拡充させ、最賃引き上げに向けた経営環境整備を行うべきである。

2010年の「雇用戦略対話」で「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」との政労使合意が行われてから、今年で7年目を迎える。この合意は「2020年までの目標」と設定されたものであり、その履行に向けた計画的な引き上げが求められる。雇用戦略対話合意に基づき、早急に時間給1,000円に近づけるべく再審議と審議を求める。

上記の要求に基づき、再審議を行うべきであることを主張し、異議申請を行う。

以上

(資料 1-3)

労務第7号
平成29年8月18日

大阪労働局長 田畠一雄 殿



一般社団法人大阪タクシー協会
会長 三野文男

地域別最低賃金額改定決定に対する異議申出書

謹啓 平素は何かとご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大阪地方最低賃金審議会は、去る8月3日、大阪府を適用区域とする最低賃金額を26円引き上げ、1時間909円とする答申を大阪労働局長に行いました。これは、平成19年度から11年連続の大幅な引き上げであります。

このたびの地域別最低賃金額の大幅な改定は、最低賃金法第9条（地域別最低賃金の原則）で規定している事業の賃金支払能力を全く無視したもので誠に遺憾と言わざるを得ません。

特に、平成20年の最低賃金法改正以降、最低賃金額引き上げの目安として生活保護水準との整合性を図ることを要因とした大幅な最低賃金額の引き上げが毎年実施され、また、最近では、政府の成長戦略に基づく改定内容（年率3%程度）となっており、中小企業の経営実態を全く顧みないものとなっております。

もとより、賃金の引き上げが実現され、経済が発展するとともに府民生活がより豊かになることは、府民全員が等しく願うところであり、当業界におきましても強く願望するものでありますが、賃金の引き上げは生産性が向上し、事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものであります。

また、タクシー乗務員の労働は事業場外労働で自由裁量であることから、労働時間の把握が難しく、拘束時間と実労働時間において乖離が見受けられ、実労働時間に見合った最低賃金の適用を図るべきであると思料いたします。

当業界では、平成26年1月に施行された「改正タクシー適正化・活性化特措法」により、さらなる労働条件改善に努力しているところでありますが、このたびの大幅な最低賃金の引き上げは、法の目的である労働条件改善の取組みにおけるこれまでの成果が水泡に帰することにもつながりかねないと危惧いたしております。

当協会といたしましては、上記理由により、このたびの大幅な最低賃金の引き上げについて再考をお願いいたしたく、最低賃金法第12条の規定に基づき異議を申し立てるものであります。

敬具